

令和5年(ワ)第408号 差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被 告 山梨県

原告第4準備書面

令和7年5月30日

甲府地方裁判所民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 野 和 子

同弁護士 大 菅 俊 志

同弁護士 葛 山 弘 輝

同弁護士 山 本 瑞 貴

求釈明事項について

1 本件契約書締結時の医学部卒業生が医籍登録したとして消費者にあたらな いとしても、本件誓約書は消費者契約であること

裁判所からの釈明事項として、本件誓約書に法的拘束力が認められ、かつ、消費者契約であることが認められる場合に、仮に、本件契約書に基づく契約が消費者契約であるとは認められない（消費者性が否定される）としたら、そのことが、本件誓約書の差止め請求を排除する理由になりうるかの確認がなされたため、以下、検討したところを述べる。

本件契約書に基づく契約が消費者契約であるとは認められない（消費者性

が否定される)、すなわち、医籍登録して本件契約書にてキャリア形成プログラム契約を締結する者が消費者に当たらないとしても、このことは、本件誓約書の差止請求における抗弁事実にはならず、また、なんら請求原因を否認するものでもない。なぜなら、本件誓約書に法的拘束力が認められ、かつ、作成当事者に消費者性が認められるならば、本件誓約書は通常の契約と同様に消費者契約法の規律に服し、後に締結される契約とは独立に差止請求の対象になると考えられるからである。

したがって、仮に、本件契約書に基づく契約が消費者契約であるとは認められない(消費者性が否定される)としても、そのことは、本件誓約書の差止請求を排除する理由にはなりえない。

なお、実質的にも、上記のような仮定を取った場合において本件誓約書の差止を認めないとすれば、本件誓約書を作成する時点における消費者・事業者間の情報・交渉力の格差を考慮しない結果となり、著しく不当な結果となる。したがって、上記のような仮定を前提としても、本件誓約書の差止は認められるべきである。

2 本件契約書締結時の医籍登録した者が消費者にあたらないとしても、本件契約書は差し止められるべきであること

(1) 契約締結までの一連の経過をみると、本件契約書は差し止められるべきであること

上記1は、「本件誓約書」について述べたものであるが、同じ仮定を前提として、「本件契約書」が差止の対象とされるべきかについて、以下述べる。

すなわち、先ほどの仮定(本件誓約書に法的拘束力が認められ、かつ消費者契約であることが認められる場合に、仮に、本件契約書に基づく契約が消費者契約であるとは認められない(消費者性が否定される))場合に

は、本件契約書に基づく契約の当事者である研修医は、医学部入学試験の出願時点において、本件誓約書を作成・提出しているため、**本件誓約書の効力として、本件契約書に基づくキャリア形成プログラム契約を締結する義務を負う。**

このため、医学部卒業者が消費者に当たらないとしても、消費者として締結した契約（本件誓約書）による拘束力が、本件契約書の作成時に及ぶものであって、このように消費者として契約を締結した段階で拘束力が課されていれば、後の契約の締結時期に事業者として締結されている契約であっても、当初の消費者契約の効力として、差止が認められるべきである。

すなわち、上記のような、「消費者段階での契約により、事業者になった段階の契約の締結義務を課するという手法」については、先行する消費者契約の拘束力が当事者に及ぶため、**後続の事業者契約は、事実上、先行の消費者契約の段階で締結されたものと同視することができ、本件契約書について、差止が認められるべきである。**

(2) 一連の流れとして見ても本件契約書に基づく契約が消費者契約であると認められないと解釈しても、本件誓約書の拘束力を排除するための「措置」として、本件契約書は差止められるべきであること

仮に、一連の流れを踏まえた上で、本件契約書に基づく契約が消費者契約であると認められないとしても、本件誓約書に基づく契約が消費者契約法9条、あるいは10条の規定に該当する条項を含む消費者契約（消費者契約法12条）に該当するとすれば、この契約の拘束力が及ぶものを排除等することは、同条に基づく「予防に必要な措置」に含まれるとして解釈すべきである。すなわち、本件誓約書によって締結義務が課される「後続の事業者契約の意思表示をさせることを排除すること」も「予防に必要な措置」に

含まれ、後続の契約に用いられる本件契約書の差止が認められるべきである。

(3) 法解釈に当たっての基本的視座

さらにいえば、消費者の段階で、後に事業者になった時点における契約締結義務を課すことで、後続の契約の事業者性を強調して、差止の対象ではないと解するものとすれば、それは、消費者契約法の適用を回避しようとする事業者の意図を容認する結果を招くものであって、そのような結論は許されないと解すべきである。

契約というものは、ある日突然成立するとは限らず、契約の成立に至るまでに一定の時間の経過がある場合には、その経過における情報量や交渉力の差が考慮されるべきであり、単に契約締結のその時点において消費者であるかどうかという点のみから差止の可否を判断するべきではない。

本件の事例のように、「消費者段階での契約により、事業者になった段階の契約の締結義務を課すという手法」においては、「意思決定をした段階」が消費者段階である以上、後続の契約の締結時に事業者であったとしても、消費者であった際の意思決定に拘束されるのであるから、当該後続の契約も消費者契約とみるべきであり、差止請求の対象となるものとみるべきである。

3 そもそも本件契約を締結する研修医について事業者性は認められないこと

なお、上記1・2は、本件契約書に基づく契約が本件誓約書とは違ってこれが事業者契約であると仮定した前提で主張を立論しているが、本件契約書に基づく契約が事業者契約でないことは従前から述べているとおりである。

すなわち、原告第2準備書面5頁、及び原告第3準備書面4～5頁において述べたとおり、本件契約書に基づく契約（本件キャリア形成契約）を結ぶ

地域枠の医師は、医師免許を取得した者であるとしても、研修医として、本件キャリア形成プログラムに基づき、被告の定める配置方針に従い、特定公立病院等に派遣され、当該病院における指揮監督の下に労務に従事することが予定されている。このように他人の指揮監督の下に労務に従事する者を事業者とみることはできず、このことは最高裁判決（最判平成１７年６月３日民集５９巻５号９３８頁）にて研修医が「労働者」（労働基準法９条）であると判示されていることから裏付けられる。

以上